

平成23年度決算における健全化判断比率の報告について

1 4つの健全化判断比率と2つの基準

地方公共団体は、毎年度、4つの健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならない。

この4つの指標と2つの基準（『早期健全化基準』『財政再生基準』）に基づき、すべての自治体を「健全段階」「財政の早期健全化段階」「財政の再生段階」の3つに区分することになる。健全化判断比率のうち、ひとつでも『早期健全化基準』以上である場合には、財政の健全化のための計画を定めなければならない。また、「将来負担比率」を除く3つの判断比率のうち、ひとつでも『財政再生基準』以上である場合には、財政の再生のための計画を定めなければならない。

健全度段階のイメージ

		健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
指標整備と情報開示の徹底			自主的な改善努力による財政健全化	国等の関与による確実な再生
・監査委員の審査に付し、議会に報告、公表			・財政健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け ・実施状況の公表など	・財政再生計画の策定、外部監査の要求の義務付け ・地方債の起債の制限 ・予算の変更等の勧告など
4つの健全化判断比率	2つの基準	早期健全化基準		財政再生基準
	実質赤字比率	○	×	×
	連結実質赤字比率	○	×	×
	実質公債費比率	○	×	×
	将来負担比率	○	×	
		4つの比率がすべて基準未満	4つの比率のうち、ひとつでも基準以上(×)があれば該当	3つの比率のうち、ひとつでも基準以上(×)があれば該当

2 23年度決算における健全化判断比率

(1) 各比率の意義

【実質赤字比率】

一般会計等（従前居住者対策会計を含む）を対象とした実質赤字額（※1）の標準財政規模（※2）に対する比率で、資金不足の大きさを示すもの

（※1）実質赤字額

歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充用した額や支払いを翌年度に繰り延べた額など

（※2）標準財政規模

標準的な状態で通常収入が見込まれる地方税や地方譲与税などの規模

【連結実質赤字比率】

一般会計等に国民健康保険事業会計、老人保健医療会計、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を含めた資金不足の大きさを示すもの

【実質公債費比率】

一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が大きいほど借入金などにかかる返済負担が大きいことを示す。

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することになる地方債の残高や損失補償等を付した地方公社、第三セクターなどの負債、全職員を対象とした退職手当見込額など将来見込まれる実質的な財政負担の程度を示すもの。この数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高くなることを意味する。

(2) 本区の健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
算 定 比 率	H20 年度	—	—	8.4	—
	H21 年度	—	—	7.1	—
	H22 年度	—	—	5.2	—
	H23 年度	—	—	5.0	—
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」表示となる。また、将来負担比率については、将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回っているため比率が算定されず、「—」表示となる。

3 算定結果について

平成 23 年度決算に基づき算定した本区の各比率は、いずれも『早期健全化基準』を下回り、『健全段階』の位置付けとなっている。

とくに将来負担比率については、22 年度決算より大幅に改善された（10.7 ポイント改善され▲64.9）理由として、起債を極力抑制し償還を計画通りに進めていること、さらに 23 年度に大きな元金を返済（三芳グラウンド整備及び長崎 4 丁目特養建設にかかる起債の繰り上げ償還）、職員定数の削減に努めていることなどがあげられる。

このように、厳しい状況にあっても区財政は着実に改善しているが、昨年度の監査でも指摘を受けたように、23 区における比較では決して望ましい状況にあるとは言えない。財政状況の見通しが困難な中、歳入の確保が大変厳しい状況が続き、雇用情勢の悪化に伴う扶助費の増加、老朽化した公共施設の改築など多くの課題を抱えている。

そこで、限られた財源の重点的・効果的な活用に向け、全ての事業の必要性・効率性を点検する「総点検」を実施するなど、引き続き財政健全化の手綱を緩めることなく、全庁一丸となって計画的かつ健全な財政の運営に努めていく必要がある。

4 参考数値

豊島区健全化判断比率の推移

(単位：%)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
--------	--------	--------	--------

①実質赤字比率

比率	△ 4.41	△ 4.00	△ 2.32	△ 2.90
増減	-	0.41	1.68	△ 0.58

②連結実質赤字比率

比率	△ 8.68	△ 5.99	△ 4.07	△ 5.12
増減	-	2.69	1.92	△ 1.05

③実質公債費比率

比率	8.4	7.1	5.2	5.0
増減	-	△ 1.3	△ 1.9	△ 0.2

④将来負担比率

比率	△ 12.3	△ 34.7	△ 54.2	△ 64.9
増減	-	△ 22.4	△ 19.5	△ 10.7

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率の各数値がマイナスの場合、報告値は「-」となるが、上記の表では参考としてマイナスの数値を表記している。